

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 株式会社大滝工務店
住所： 東京都品川区南品川1-3-9

2. 指名停止措置期間： 自 令和4年9月16日 1ヵ月
至 令和4年10月15日

3. 事実概要

上記業者及び上記業者の使用人は、令和3年10月16日、千葉県発注の航路浚渫工事において、土運船に積載したバックホウを使用して土砂を岸壁に卸す作業中に、同土砂が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置を講じなかったことから、港則法違反で、令和4年6月1日付けで起訴され、同日付けで罰金刑の略式命令を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564